

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和5年12月22日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2300191号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2300036号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和3年1月6日から同年2月1日まで
② 令和3年2月1日から同年4月1日まで

当初、A社が厚生年金保険の取得日と標準報酬月額を間違えて年金事務所へ届け出ており、同社が訂正届を提出したが、時効により記録が回復しなかった請求期間も記録を正しく訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社が提出した請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届(訂正)によると、同社は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和5年5月2日(B年金事務所受付)に、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和3年2月1日から同年1月6日に訂正とする当該届を提出していることが確認でき、オンライン記録によると、既に請求期間①は厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる場合とされている。

しかしながら、請求者が提出した給与明細書及びA社が提出した請求者に係る賃金台帳によると、請求者の給与から令和3年1月分の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、同社は、請求期間①に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、A社が提出した請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届(訂正)によると、同社は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和

5年5月2日（B年金事務所受付）に、請求者の報酬月額を15万円から27万円（標準報酬月額は28万円）に訂正とする当該届を提出していることが確認でき、オンライン記録によると、既に請求期間②は厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額（15万円）を除く。）として記録されていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、請求者が提出した給与明細書及びA社が提出した請求者に係る賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の訂正後の標準報酬月額（28万円）と同額であることが確認できるものの、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額（15万円）と同額であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300193 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300037 号

第 1 結論

請求期間①から⑥までについて、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 8 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 8 月
④ 平成 16 年 12 月
⑤ 平成 17 年 8 月
⑥ 平成 18 年 8 月

A 社に入社してから一度も賞与が支給されなかったことはなかった。私が、給与計算、社会保険等の事務を担当していたので、郵送されてきた賞与支払届は、私が記入して提出していた。提出を忘れていたなら振替伝票が合わなくなるので気付くはずである。請求期間①から⑥までの賞与記録を認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、A 社に係る閉鎖事項全部証明書等によると、同社は既に解散し、代表取締役も死亡しており、同証明書において確認できる請求期間当時及び解散時の役員は、請求者に係る貸金台帳等の資料の保管はなく、請求者への賞与の支給及び賞与支払届の届出については不明である旨回答している。

また、前述の閉鎖事項全部証明書により確認できる破産管財人は、A 社に係る資料の保管はない旨回答している上、請求者は賞与明細書等を所持していない旨陳述していることから、請求者の請求期間①から⑥までにおける賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、請求者が提出した「平成 18 年度 市民税・県民税 特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」の写しからは、請求期間⑤において、A 社が請求者に対し賞与を支給したこと及び当該賞与から厚生年金保険料を控除したことを推認できない。

このほか、請求者の請求期間①から⑥までにおける賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。